

埼玉県小学生バレーボール連盟登録料規程（改定案）

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会－MRS登録に基づき、埼玉県小学生バレーボール連盟に登録したチームの登録料等について定める。

【①年度当初から登録する場合】

○男女とも年間登録料6,000円および埼玉県協会協力金1,000円とし、総会時に徴収する。

【②年度途中で登録する場合】

○モルテン旗大会・若鮎大会から登録する場合は、年間登録料4,000円および埼玉県協会協力金1,000円とし、各地区代表者会議の時に徴収する。

○新人大会から登録する場合は、年間登録料2,000円および埼玉県協会協力金1,000円とし、各地区代表者会議の時に徴収する。

【③男女混合の部のみに参加する場合】

○男女ともに登録の子供の数が5名以下の場合で、男女混合の部のみに参加するために登録する場合は、年間登録料を免除し、埼玉県協会協力金1,000円は、総会時に徴収する。

※但し、年度途中において子供の数が6名以上となり、男女それぞれ単独のチームで大会に参加できる状況になった場合は、②の途中登録する場合に準じ、年間登録料を徴収する。

【④総合開会式に参加するために登録する場合】

○男女ともに大会には参加しないが、総合開会式に参加するために登録する場合は、年間登録料を免除し、埼玉県協会協力金1,000円は、総会時に徴収する。

※但し、年度途中において大会に参加する状況になった場合は、②の途中登録する場合に準じ、年間登録料を徴収する。

附 則

この規程は、平成26年4月12日より適用する。

この規程は、平成30年4月14日より適用する。